

給与支払報告書の提出について

平素より、本市の税務行政にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度送付いたしました給与支払報告書は、令和8年1月1日時点で豊橋市に住民票を登録している従業員の方について、提出が必要です。次の記載例及び「令和7年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」（国税庁ホームページ掲載）を参照のうえ、作成してください。

給与支払報告書を提出いただく際は、同封の給与支払報告書（総括表）に記載のある「給与支払報告書等の綴じ方について」をご参照ください。

また、送付した給与支払報告書（総括表）を使用しない場合であっても、総括表をミシン目で切り取り、添付のうえご提出ください。

※令和4年分より、個人別明細書の提出は2枚から1枚に変更されました。

【提出期限】**令和8年2月2日**

※課税事務を円滑に進めるため、令和8年1月19日までの提出にご協力をお願いいたします。

【提出先】〒440-8501

豊橋市今橋町1番地 豊橋市役所 市民税課 宛

☆個人事業主の方へ

～給与支払報告書提出時のマイナンバー確認について～

個人事業主の方が給与支払報告書を提出する際には、個人事業主の方の個人番号（マイナンバー）の確認及び身元確認が必要になります。また、郵送する際は必要書類の写しを同封してください。

代理の方が書類を作成し提出する場合は、代理権の確認書類もご提出ください。

※給与所得の源泉徴収票の記載の仕方については、国税庁ホームページをご覧ください。

国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp/>）

○給与支払報告書（総括表）の書き方（例）

⑧ 給与支払報告書（総括表）

豊橋市長行		令和 8 年 1 月 19 日提出		市町村コード	指定番号	種別
				232017	400000	
給与の支払期間	令和 7 年 1 月分から 12 月分まで					
給与支払者の個人番号又は法人番号	1	0	9	8	7	25432101
フリガナ	トヨハシカブシキガイシャ					
給与支払者の氏名又は名称	豊橋株式会社					
所得税の源泉徴収をしている事務所又は事業所の名称	同上					
フリガナ	トヨハシ シ イマハシチョウイチバンチ					
同上の所在地	〒440-0801 豊橋市今橋町1番地					
給与支払者が法人である場合の代表者の氏名	甲野 一郎					
連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号	氏名 甲野 二郎 経理課 給与係 (電話 0532-51-2200)					
関与税理士等の氏名及び電話番号	氏名 丙野 三郎 (電話 0532-51-2201)					
報告人員	事業種目	事務用品卸				
	受給者総人員	453 人				
	特別徴収対象者（退職者）	45 人				
	普通徴収対象者（退職者を除く）	6 人				
	普通徴収対象者（退職者を除く）	21 人				
	報告人員の合計	72 人				
	所 轄 税 務 署 名	豊橋 税務署				
	給与の支払方法及びその期日	月給 25 日				
	納入書の送付	必要・不要				

（豊橋市提出用）

総括表に個人別明細書を添えて提出してください。

提出期限 令和8年2月2日

- ① 指定番号▶eLTAX（<https://www.eltax.lta.go.jp/>）をご利用の際は、必ずこの部分に記載されている指定番号を入力してください。
- ② 給与支払者の個人番号又は法人番号▶法人番号（個人事業主の方は個人番号）を右詰で記入してください。
- ③ 所在地▶印字内容の誤りがありましたら、朱書きで「＝」を引き訂正してください。なお、個人事業主の場合、事業主の方の住所が印字されています。
- ④ 受給者総人員▶令和8年1月1日現在の従業員数を記入してください。
- ⑤ 報告人員▶特別徴収分仕切紙、普通徴収分仕切紙を参考に記入してください。
※報告人員が0人の場合は、合計欄に0人と記入し提出してください。
（電話連絡可 豊橋市役所市民税課：0532-51-2200）

○給与支払報告書（個人別明細書）の書き方（例）は裏面にあります。

※記載方法が改正される場合がありますので、「令和7年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」(国税庁ホームページ掲載)をご確認ください。

⑬ **(源泉・特別) 控除対象配偶者、控除対象扶養親族等、16歳未満の扶養親族**▶ 扶養親族の氏名とフリガナ(フルネーム)、個人番号を必ず記入してください。扶養親族が非居住者の場合の区分については、「令和7年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」を参考にしてください。

13-1 5人目以降の扶養親族▶ 個人番号の前に括弧書きの数字を
付し、摘要欄(②0)と対応関係が分かるようにしてください。

●退職手当等の理由により所得税で控除対象とならなかった配偶者及び扶養親族を住民税で扶養控除等の対象とする場合、「氏名（退職所得）」と記入してください。